

## 大淀川清流ルネッサンスⅡ協議会 規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会（以下「大防協」という。）規約第14条の2の規定により、地域協議会の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 地域協議会は「大淀川清流ルネッサンスⅡ協議会」（以下「地域協」という。）と称し、第二期水環境改善緊急行動計画（以下「行動計画」という。）の実施に関する事業を行う。

### (事業)

第3条 地域協は次の事業を行う。

- 一 行動計画の策定に関する事項
- 二 行動計画実施に伴う効果の評価に関する事項
- 三 その他行動計画の遂行上必要と認められる事項

### (構成)

第4条 地域協は、別表－1に掲げる行政機関の河川部局、下水道部局、環境部局、農林部局、学識経験者、利水者及び水環境改善に関係する団体の代表者等で構成する。

- 2 学識経験者、利水者及び水環境改善に関係する団体の代表者等の委員の委嘱及び解任については、地域協の承認を得て会長が行う。

### (役員等)

第5条 地域協に会長及び副会長2人を置く。

- 2 会長は国土交通省宮崎河川国道事務所長の職にある者を、副会長は宮崎県環境管理課長及び都城市環境政策課長の職にある者をもって充てる。

(運営)

- 第6条 地域協は会長が必要に応じて招集するものとする。
- 2 地域協は、行動計画を策定したときは大防協に報告し、承認を得るものとする。
  - 3 行動計画の実施に伴う効果の評価については大防協に報告するものとする。
  - 4 総括的な方針以外は地域協において決定することができるものとする。
  - 5 地域協には、必要に応じて分科会を設けることができる。
  - 6 会長は地域協の運営を円滑に行うため、協議事項に関する事前調整等を行う作業部会を開催することができる。作業部会の開催にあたっては、会長は該当する各会員に担当者派遣依頼を行い、各会員は組織の中から担当者を派遣する。
  - 7 地域協の事務局は宮崎河川国道事務所流域治水課とする。

(その他)

- 第7条 この規約に定めるもののほか、地域協の運営に関して必要な事項及び疑義が生じた事項については、会長が定めることができる。

附 則

- 1 この規約は、平成13年12月20日から施行する。
- 2 この規約は、平成21年3月27日から施行する。
- 3 この規約は、平成22年2月17日から施行する。
- 4 この規約は、平成25年3月21日から施行する。
- 5 この規約は、平成30年3月19日から施行する。
- 6 この規約は、平成31年2月22日から施行する。
- 7 この規約は、令和7年2月5日から施行する。

別表－1

協議会会員所属	協議会会員
国土交通省 九州地方整備局 河川部	河川環境課長
国土交通省 九州地方整備局 河川部	上下水道調整官
国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	事務所長
国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	副所長
国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	流域治水課長
国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	占用調整課長
国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	河川管理課長
国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	都城出張所長
国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	大淀川砂防出張所長
経済産業省 九州経済産業局 資源エネルギー環境部	環境・資源循環経済課長
農林水産省 九州農政局 生産部	環境・技術課長
農林水産省 九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所	調査課長
農林水産省 九州森林管理局 宮崎森林管理署	森林技術指導官
環境省 九州地方環境事務所	環境対策課長
宮崎県 環境森林部	森林経営課長
宮崎県 環境森林部	環境管理課長
宮崎県 都城保健所	衛生環境課長
宮崎県 県土整備部	都市計画課長
宮崎県 県土整備部	河川課長
宮崎県 都城土木事務所	用地課長
宮崎県 農政水産部	農政企画課長
宮崎県 西諸県農林振興局	農畜産課長
宮崎県 北諸県農林振興局	農畜産課長
鹿児島県 土木部	生活排水対策室長
鹿児島県 土木部	河川課長
鹿児島県 環境林務部	環境保全課長
鹿児島県 大隅地域振興局 保健福祉環境部	衛生・環境課長
鹿児島県 大隅地域振興局 建設部	建設総務課長
宮崎市 環境部	環境指導課長
都城市 環境森林部	環境政策課長
都城市 環境森林部	森林保全課長

協議会会員所属	協議会会員
都城市 上下水道局下水道課	下水道課長
都城市 土木部	都市計画課長
都城市 農政部	畜産課長
都城市 農政部	農政課長
都城市 高城総合支所	地域生活課長
都城市 山之口総合支所	地域生活課長
都城市 山田総合支所	地域生活課長
都城市 高崎総合支所	地域生活課長
小林市	生活環境課長
三股町	環境水道課長
高原町	町民課長
国富町	町民生活課長
綾町	町民生活課長
曾於市	市民環境課長
(学識経験者)	
宮崎大学名誉教授	杉尾 哲
宮崎大学教授	鈴木祥広
南九州大学	平岡直樹
(利水者)	
宮崎県農業協同組合 都城地区本部	地域営農振興課長
水環境改善に関係する団体の代表者等	
NPO法人 どんぐり千年の森をつくる会	会長(中原香津子)
特定非営利活動法人手仕事舎そうあい	理事長(蒲生芳子)
都城森林組合	組合長(志々目道夫)
0986会(まるくやろう会)	中村 光彦
NPO法人 都城大淀川サミット	理事長(宇都年文)

規約改正前・改正後 比較表

改正前(H31.2.22)	改正後(R7.2.5)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規約は、大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会（以下「大防協」という。）規約第14条の2の規定により、地域協議会の設置及び運営に関して必要な事項を定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規約は、大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会（以下「大防協」という。）規約第14条の2の規定により、地域協議会の設置及び運営に関して必要な事項を定める。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 地域協議会は「大淀川清流ルネッサンスⅡ協議会」（以下「地域協」という。）と称し、第二期水環境改善緊急行動計画（以下「行動計画」という。）の実施に関する事業を行う。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 地域協議会は「大淀川清流ルネッサンスⅡ協議会」（以下「地域協」という。）と称し、第二期水環境改善緊急行動計画（以下「行動計画」という。）の実施に関する事業を行う。</p>
<p>(事業)</p> <p>第3条 地域協は次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 行動計画の策定に関する事項</li> <li>二 行動計画実施に伴う効果の評価に関する事項</li> <li>三 その他行動計画の遂行上必要と認められる事項</li> </ul>	<p>(事業)</p> <p>第3条 地域協は次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 行動計画の策定に関する事項</li> <li>二 行動計画実施に伴う効果の評価に関する事項</li> <li>三 その他行動計画の遂行上必要と認められる事項</li> </ul>
<p>(構成)</p> <p>第4条 地域協は、別表－1に掲げる行政機関の河川部局、下水道部局、環境部局、農林部局、学識経験者、利水者及び水環境改善に関係する団体の代表者等で構成する。</p> <p>2 学識経験者、利水者及び水環境改善に関係する団体の代表者等の委員の委嘱及び解任については、地域協の承認を得て会長が行う。</p>	<p>(構成)</p> <p>第4条 地域協は、別表－1に掲げる行政機関の河川部局、下水道部局、環境部局、農林部局、学識経験者、利水者及び水環境改善に関係する団体の代表者等で構成する。</p> <p>2 学識経験者、利水者及び水環境改善に関係する団体の代表者等の委員の委嘱及び解任については、地域協の承認を得て会長が行う。</p>
<p>(役員等)</p> <p>第5条 地域協に会長及び副会長2人を置く。</p> <p>2 会長は国土交通省宮崎河川国道事務所長の職にある者を、副会長は宮崎県環境管理課長及び都城市環境政策課長の職にある者をもって充てる。</p>	<p>(役員等)</p> <p>第5条 地域協に会長及び副会長2人を置く。</p> <p>2 会長は国土交通省宮崎河川国道事務所長の職にある者を、副会長は宮崎県環境管理課長及び都城市環境政策課長の職にある者をもって充てる。</p>
<p>(運営)</p> <p>第6条 地域協は会長が必要に応じて招集するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2 地域協は、行動計画を策定したときは大防協に報告し、承認を得るものとする。</li> <li>3 行動計画の実施に伴う効果の評価については大防協に報告するものとする。</li> <li>4 総括的な方針以外は地域協において</li> </ul>	<p>(運営)</p> <p>第6条 地域協は会長が必要に応じて招集するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2 地域協は、行動計画を策定したときは大防協に報告し、承認を得るものとする。</li> <li>3 行動計画の実施に伴う効果の評価については大防協に報告するものとする。</li> <li>4 総括的な方針以外は地域協において</li> </ul>

決定することができるものとする。

5 地域協には、必要に応じて分科会を設けることができる。

6 会長は地域協の運営を円滑に行うため、協議事項に関する事前調整等を行う作業部会を開催することができる。作業部会の開催にあたっては、会長は該当する各会員に担当者派遣依頼を行い、各会員は組織の中から担当者を派遣する。

7 地域協の事務局は宮崎河川国道事務所調査第一課とする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、地域協の運営に関して必要な事項及び疑義が生じた事項については、会長が定めることができる。

附 則

1 この規約は、平成13年12月20日から施行する。

2 この規約は、平成21年3月27日から施行する。

3 この規約は、平成22年2月17日から施行する。

4 この規約は、平成25年3月21日から施行する。

5 この規約は、平成30年3月19日から施行する。

6 この規約は、平成31年2月22日から施行する。

決定することができるものとする。

5 地域協には、必要に応じて分科会を設けることができる。

6 会長は地域協の運営を円滑に行うため、協議事項に関する事前調整等を行う作業部会を開催することができる。作業部会の開催にあたっては、会長は該当する各会員に担当者派遣依頼を行い、各会員は組織の中から担当者を派遣する。

7 地域協の事務局は宮崎河川国道事務所流域治水課とする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、地域協の運営に関して必要な事項及び疑義が生じた事項については、会長が定めることができる。

附 則

1 この規約は、平成13年12月20日から施行する。

2 この規約は、平成21年3月27日から施行する。

3 この規約は、平成22年2月17日から施行する。

4 この規約は、平成25年3月21日から施行する。

5 この規約は、平成30年3月19日から施行する。

6 この規約は、平成31年2月22日から施行する。

7 この規約は、令和7年2月5日から施行する。

別表 改正前・改正後 比較表

改正前(H31.2.22)		改正後(R7.2.5)	
協議会会員所属	協議会会員	協議会会員所属	協議会会員
国土交通省 九州地方整備局 河川部	河川環境課長	国土交通省 九州地方整備局 河川部	河川環境課長
国土交通省 九州地方整備局 建政部	都市整備課長	国土交通省 九州地方整備局 河川部	上下水道調整官
国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	事務所長	国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	事務所長
国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	副所長	国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	副所長
国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	調査第一課長	国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	流域治水課長
国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	占用調整課長	国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	占用調整課長
国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	河川管理課長	国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	河川管理課長
国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	都城出張所長	国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	都城出張所長
国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	大淀川砂防出張所長	国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	大淀川砂防出張所長
経済産業省 九州経済産業局 資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課長	経済産業省 九州経済産業局 資源エネルギー環境部	環境・資源循環経済課長
農林水産省 九州農政局 生産部	生産技術環境課長	農林水産省 九州農政局 生産部	環境・技術課長
農林水産省 九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所	調査課長	農林水産省 九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所	調査課長
農林水産省 九州森林管理局 宮崎森林管理署	森林技術指導官	農林水産省 九州森林管理局 宮崎森林管理署	森林技術指導官
環境省 九州地方環境事務所	環境対策課長	環境省 九州地方環境事務所	環境対策課長
宮崎県 環境森林部	森林経営課長	宮崎県 環境森林部	森林経営課長
宮崎県 環境森林部	環境管理課長	宮崎県 環境森林部	環境管理課長
宮崎県 都城保健所	衛生環境課長	宮崎県 都城保健所	衛生環境課長
宮崎県 県土整備部 都市計画課	美しい宮崎づくり推進室 長	宮崎県 県土整備部	都市計画課長
宮崎県 県土整備部	河川課長	宮崎県 県土整備部	河川課長
宮崎県 都城土木事務所	用地課長	宮崎県 都城土木事務所	用地課長
宮崎県 農政水産部	農政企画課長	宮崎県 農政水産部	農政企画課長
宮崎県 西諸県農林振興局	農畜産課長	宮崎県 西諸県農林振興局	農畜産課長
宮崎県 北諸県農林振興局	農畜産課長	宮崎県 北諸県農林振興局	農畜産課長
鹿児島県 土木部	生活排水対策室長	鹿児島県 土木部	生活排水対策室長
鹿児島県 土木部	河川課長	鹿児島県 土木部	河川課長
鹿児島県 環境林務部	環境保全課長	鹿児島県 環境林務部	環境保全課長

改正前 (H31. 2. 22)		改正後 (R7. 2. 5)	
協議会会員所属	協議会会員	協議会会員所属	協議会会員
鹿児島県 大隅地域振興局 保健福祉環境部	衛生・環境課長	鹿児島県 大隅地域振興局 保健福祉環境部	衛生・環境課長
鹿児島県 大隅地域振興局 建設部	建設総務課長	鹿児島県 大隅地域振興局 建設部	建設総務課長
宮崎市 環境部	環境保全課長	宮崎市 環境部	<b>環境指導課長</b>
都城市 環境森林部	環境政策課長	都城市 環境森林部	環境政策課長
都城市 環境森林部	森林保全課長	都城市 環境森林部	森林保全課長
都城市 上下水道局	下水道課長	都城市 上下水道局	下水道課長
都城市 土木部	都市計画課長	都城市 土木部	都市計画課長
都城市 農政部	畜産課長	都城市 農政部	畜産課長
都城市 農政部	農政課長	都城市 農政部	農政課長
都城市 高城総合支所	市民生活課長	都城市 高城総合支所	<b>地域生活課長</b>
都城市 山之口総合支所	市民生活課長	都城市 山之口総合支所	<b>地域生活課長</b>
都城市 山田総合支所	市民生活課長	都城市 山田総合支所	<b>地域生活課長</b>
都城市 高崎総合支所	市民生活課長	都城市 高崎総合支所	<b>地域生活課長</b>
小林市	生活環境課長	小林市	生活環境課長
三股町	環境水道課長	三股町	環境水道課長
高原町	町民福祉課長	高原町	<b>町民課長</b>
国富町	町民生活課長	国富町	町民生活課長
綾町	町民生活課長	綾町	町民生活課長
曾於市	市民課長	曾於市	<b>市民環境課長</b>
(学識経験者)		(学識経験者)	
宮崎大学名誉教授・リバー カウンセラー	杉尾 哲	宮崎大学名誉教授	杉尾 哲
宮崎大学教授	鈴木祥広	宮崎大学教授	鈴木祥広
		<b>南九州大学</b>	<b>平岡直樹</b>
(利水者)		(利水者)	
都城農業協同組合	地域営農振興課長	<b>宮崎県農業協同組合 都城地区本部</b>	地域営農振興課長
水環境改善に関係する団体の代表者等		水環境改善に関係する団体の代表者等	
どんぐり千年の森をつくる会	会長 (平原洋和)	NPO法人 どんぐり千年の森をつくる会	会長 ( <b>中原香津子</b> )
特定非営利活動法人手仕事舎そうあい	理事長 (蒲生芳子)	特定非営利活動法人手仕事舎そうあい	理事長 (蒲生芳子)
都城森林組合	組合長 (岩松節男)	都城森林組合	組合長 ( <b>志々目道夫</b> )
NPO法人 都城めだかの学校	理事長 (永田勇作)		
0986会 (まるくやろう会)	中村 光彦	0986会 (まるくやろう会)	中村 光彦
都城大淀川サミット	理事長 (恫下信芳)	NPO法人 都城大淀川サミット	理事長 ( <b>宇都年文</b> )
元 大淀川イカダくんだり大会実行委員会	島村尚男		
社) 宮崎青年会議所	専務理事 (関谷祐作)		